

野田市住民基本台帳ネットワークシステムアクセス管理規程  
及び野田市住民基本台帳ネットワークシステム情報資産管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年11月7日

野田市長 鈴木 有

## 野田市訓令第5号

野田市住民基本台帳ネットワークシステムアクセス管理規程及び野田市住民基本台帳ネットワークシステム情報資産管理規程の一部を改正する訓令

(野田市住民基本台帳ネットワークシステムアクセス管理規程の一部改正)

第1条 野田市住民基本台帳ネットワークシステムアクセス管理規程（平成14年野田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項各号を次のように改める。

- (1) コミュニケーションサーバ
- (2) 統合端末

(野田市住民基本台帳ネットワークシステム情報資産管理規程の一部改正)

第2条 野田市住民基本台帳ネットワークシステム情報資産管理規程（平成14年野田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項及び第2条第2項中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。